

## 家計急変の場合の提出書類について

以下の書類を、山口県学事文書課に提出してください。

- 高校生等奨学給付金受給申請書
- 奨学のための給付金申請に係る収入状況確認書
- 在学証明書
- 口座振替申出書
- 保護者全員の令和6年度所得・課税証明書(人数、金額等省略されていないもの)
- 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その方の「健康保険証のコピー」 ※国民健康保険加入の場合は、併せて扶養誓約書
  - (注)健康保険証に記載されている「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」が見えないように、その部分を隠してコピーする、コピーしたものを黒塗りするなどしてください。
- 家計急変の発生時期、発生事由、家計急変後の収入状況のわかるもの
  - 給与収入の方
    - ・離職の場合  
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書 など
    - ・収入減の場合  
会社作成の給与支払見込証明書(収入が減少した月から向こう1年間)、  
※賞与も含みます  
給与減少前と給与減少後(3ヶ月分)の給与、賞与支給明細書、  
雇用条件通知書 など
  - 事業収入の方
    - ・廃業等の場合  
廃業等届出、破産宣告通知書 など
    - ・収入減の場合  
毎月の収支(売上、必要経費等)を示す書類(帳簿等)
- 令和5年分確定申告で提出された「所得税青色申告決算書」または「収支内訳書」(事業収入の方のみ)